

研究ノート

欧米諸国における同棲増加の人口学的意味

小 島 宏

1. はじめに

欧米諸国ではここ十年来、若者の間で婚姻外の同棲（以下においては単に同棲と呼び、法律上の結婚を婚姻または法律婚とする）が急増しており、その社会的、経済的影響が無視しえないものとなりつつある¹⁾。また、これは人口学との関連でいえば、センサスなどによる法律上の配偶関係別人口のデータや人口動態統計による婚姻、離婚のデータが実際の結婚行動からますますかけ離れるようになった主因である。

こうした傾向を欧米諸国の政府も無視できず、各種の調査によってその実態を解明しようとしている。また、同棲の増加が人口現象にも多大な影響を及ぼすようになったため、人口学者による同棲の研究も急増している。

本稿は筆者の結婚に関する人口学的研究の一環として、位置づけられるものであるが、ここでは欧米の人口学者、統計学者、社会学者の研究成果に基づいて欧米8カ国（表1の7カ国と西ドイツ）における同棲増加の実態を概観するとともに、その人口学的影響、特に婚姻力（nuptiality）と出生力（fertility）に対する影響について若干の考察を行う²⁾。

2. 同棲増加の実態

表1は調査結果報告書や研究論文に示された年齢階級別の女子人口全体に占める同棲者の割合をまとめたものである。これからまず第一に指摘できることは、各国とも20～24歳で同棲者割合が最も高いが、国によってかなりの差があることである。すなわち、スエーデンとデンマークでは30%近くの女子が同棲しているのに対してノルウェー、フィンランド、フランス、そして表にない西ドイ

1) 法律上の「婚姻」の定義が国によって異なるため、「婚姻外の同棲」の定義も国によって異なる。しかし、性交渉の存在と住居の共有（そして多くの場合、生計の共有）が同棲の構成要件となっている点では各国とも共通している。同棲の定義については次の文献が詳しい。

Jan Trost, *Unmarried Cohabitation*, Västeras, International Library, 1979, pp. 13-24.

2) わが国において欧米諸国の同棲を扱った文献としては次のようなものがある。

我妻洋,『性の実験』,文芸春秋, 1980年, pp. 79-123.

有地亨,『フランスの親子・日本の親子』(NHKブックス, No. 395), 日本放送出版協会, 1981年, pp. 51-72.

竹崎孜,『スウェーデンの実験』(講談社現代新書, 420), 講談社, 1981年, pp. 19-33.

河野綾果・山本道子,「西欧における出生率の低下」,『人口問題研究』, 第158号, 1981年, pp. 74-75.

表1 年齢階級別女子人口全体に占める同棲者の割合(%)

国名	調査年	年齢階級						総数
		18~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	
スエーデン	1975	15.9	28.5	15.3	5.1	2.1	1.3	5.5(16歳以上)
デンマーク	1975	23	29	10	4	4	4	11(18~49歳)
ノルウェー	1977	5.6	12.2	4.5	2.4	2.3	1.3	5.0(18~44歳)
フィンランド	1978	8(15~24歳男女)		6(25~44歳男女)				
フランス	1978	—	10.5	4.9	4.4	1.1	2.7	4.9(20~44歳)
イギリス	1979	4	5	4	2	2	1	3(18~49歳)
アメリカ	1976~78	5.1		8.4	6.0	4.1	4.2 (40~49歳)	1.5(18歳以上)

資料出所:

スエーデンについては、

Sweden, National Central Bureau of Statistics, *Population and Housing Census 1975, Part 5:2, Household and Families in the Whole Country, Counties etc.*, Stockholm, NCBS, 1978, p. 212.

デンマークについては、

Poul C. Matthiesen, "Typologies of Family Formation and Dissolution and Recent Changes, Drawing Particular Attention to Minority Types", IUSSP (ed.), *International Population Conference, Manila 1981, Solicited Papers*, Vol. 1, Liege, IUSSP, 1981, p. 491.

ノルウェーについては、

Helge Brunborg, *Cohabitation without Marriage in Norway* (Artikler, No. 116), Oslo, Central Bureau of Statistics, 1979, p. 15.

フィンランドについては、Trost, 前掲(注1)書, p. 37.

フランスについては、

Henri Leridon, Jean-Paul Sardon, Philippe Collomb et Yves Charbit, "La contraception en France en 1978: une enquête INED-INSEE", *Population*, Vol. 36, No. spécial, 1979, p. 1353.

イギリスについては、

Audrey Brown and Kathleen Kiernan, "Cohabitation in Great Britain: Evidence from the General Household Survey", *Population Trends*, No. 25, 1981, p. 4.

アメリカについては、

James A. Sweet, *Estimates of Levels, Trends, and Characteristics of the "Living Together" Population from the Current Population Survey* (CDE Working Paper 79-49), Madison, Center for Demography and Ecology, University of Wisconsin, 1979, p. 35.ツ³⁾では10~15%であり、(北アイルランドを除く)イギリスとアメリカでは5%程度に過ぎない。

第二には、いずれの国においても20歳代後半では同棲者の多くが婚姻届を出して法律上の有配偶者になっていくため、同棲者割合が急減し、30歳以上では2~6%となることである。30歳以上では同棲者全体に占める法律上の離別者の割合が高くなるため、離婚率が高いアメリカにおける同棲者割合が比較的高くなっている。

次に、法律上の有配偶者に占める婚前同棲経験者の割合を1971~75年結婚コードについて比べてみると、デンマークでは80%にも達しているが、フランスでは22%, イギリスでは12%に過ぎない。しかし、1976~77年結婚コードのそれはフランスで31%, イギリスで20%と急上昇している⁴⁾。また、西ドイツでも1974~76年結婚コードで27%, 1977~78年結婚コードで35%との割合が高まっている⁵⁾。

3) Patrick Festy, "On the New Context of Marriage in Western Europe", *Population and Development Review*, Vol. 6, No. 4, 1980, p. 313に示された大まかな推計による。

4) Brown and Kiernan, 前掲(表1)論文, p. 9.

婚前同棲経験者の割合を出生コード別にみると、デンマークでは51%と71%（1946～50年生まれと1951～55年生まれの女子）、ノルウェーでは約30%と約40%（1948～52年生まれと1953～54年生まれの女子）、アメリカでは17%と21%（1944～46年生まれと1947～49年生まれの男子）といずれの国でもあとに生まれたコードほど高くなっている⁶⁾。結婚コードと出生コードのいずれについてみても、同棲の近年の増加が明らかである。

なお、同棲増加の要因として欧米の人口学者が特に重視しているのは近代的避妊手段、とりわけピルの普及である。ピルによって同棲カップルが計画外の妊娠の危険を冒さず、法律上の夫婦と同じように継続的な性交渉をもつことが可能となつたため、婚前同棲に踏み切る若者が急増したということである。また、人工妊娠中絶の自由化も同様な効果をもつたとされている。さらに、女子の進学率・就業率の上昇も重視されているし、若者の経済的独立、住宅事情、税制、法律改正、結婚観・家族観の変化、北欧における伝統といったものもしばしば挙げられている⁷⁾。

3. 同棲増加の人口学的影響

欧米諸国の中でも同棲が早くから一般化したスエーデンとデンマークでは1960年代半ばから、それ以外の国々でも1970年ごろから合計特殊初婚率が低下し始め、1をかなり下回る水準に留まっている。また、第二次大戦以降、低下傾向にあった平均初婚年齢が遅くとも1970年代初頭から上昇傾向に転じている。さらに、合計特殊出生率も1960年代半ばから低下し始め、1970年代半ば以降いすれの国でも2を割っている。

このような婚姻力の変化は同棲増加の影響によるところが大きいであろうし、出生力の変化にしてもその影響によるところが小さくはないであろう。それについては次のようなメカニズムが考えられる。同棲が若者の間で広がり始める段階では、通常の婚姻年齢の前に短期間だけ行われることが多い。しかも、同棲する者の数が少ないこともあって、同棲が平均初婚年齢に与える影響はそれほど大きくない。しかし、同棲が一般化してくる段階になると、同棲の開始年齢が低くなるとともに終了年齢が通常の婚姻年齢を越えるようになって、婚前同棲期間が延びる。その上、同棲する者の数が多くなるため、平均初婚年齢が急速に上昇する⁸⁾。その結果、期間的に観察された婚姻確率も低下する。

5) Katharina Pohl, "Results of an Enquiry with 18-28 Year Old Women Conducted in 1978 by Order of the Federal Institute for Population Research", *BIB Materialien zur Bevölkerungswissenschaft*, No. 15, 1980, p. 97.

6) Jan M. Hoem and Radi Selmer, *The Interaction between Premarital Cohabitation, Marriage, and the First Two Births in Current Danish Cohorts, 1975* (Stockholm Research Reports in Demography, No. 1), Stockholm, Department of Statistics, University of Stockholm, 1982, p. 10.

Brunborg, 前掲（表1）書, p. 16.

Richard Clayton and Harwin L. Voss, "Shacking Up: Cohabitation in the 1970s", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, No. 2, 1977, p. 279.

7) 例えば、Erland Hofsten, "Non-Marital Cohabitation: How to Explain Its Rapid Increase, Particularly in Scandinavia", International Union for the Scientific Study of Population (ed.), *Economic and Demographic Change: Issues for the 1980's: Proceedings for the Conference, Helsinki 1978*, Liege, IUSSP, 1979, pp. 307-308.

Brunborg, 前掲（表1）書, pp. 24-27.

8) Louis Roussel and Patrick Festy, *Recent Trends in Attitudes and Behaviour Affecting the Family in Council of Europe Member States* (Council of Europe Population Studies, No. 4), Strasbourg, Council of Europe, 1979, p. 30.

また、同棲する者の多くは婚姻直前まで子供をつくらないため、期間的な出生確率も低下すると考えられる。

以下では、このようなメカニズムを通じた同棲増加の婚姻力と出生力に対する影響を各国の事例に即して探ってみることとする。

(1) 婚姻力への影響

1977年のフランスの調査結果によれば、婚前同棲経験がある有配偶者はそれがない有配偶者よりも男子で1年弱、女子で2年弱ほど婚姻年齢が高い。平均婚前同棲期間が1.5年であることを考えると、女子の場合は同棲開始年齢自体が通常の婚姻年齢より高くなっていることがわかる。また、平均婚前同棲期間は1970～74年結婚コホートの1.3年から1975～77年結婚コホートの1.6年へと伸びており、婚前同棲経験者割合の上昇と相まって平均初婚年齢を押し上げていることがうかがわれる⁹⁾。

他方、デンマークでは無子の女子が同棲開始後5～23ヶ月以内に法律婚をする確率が最近の出生コホートほど低下している。特に、1946～50年生まれと1951～55年生まれのコホートの間には大きな差があり、61%から32%へとほぼ半減している¹⁰⁾。しかし、スエーデンとデンマークにおいてさえ、最近までは遅くとも第1子出産後1年半ぐらいまでに婚姻届を出す同棲カップルが多かったし¹¹⁾、それ以外の国々でも同棲開始後2～3年内にそうするものがいまだに多いようである¹²⁾。

このように欧米諸国では同棲増加が期間的に観察される法律婚の遅れと減少をもたらしていることは明らかであるが、事実婚（同棲）も考慮に入れた場合の結婚生活の開始年齢は逆に低下している可能性がある。実際、20～24歳の女子人口全体に占める事実婚を含む有配偶者の割合は、スエーデンでは1965年に40%であったのが75年には50%へと上昇したし、デンマークでも1965年の54%が76年の64%へと上昇した¹³⁾。

しかしながら、他方では事実婚も考慮に入れた場合の結婚生活の開始年齢が逆に高まっている国もある。1975年と81年のフランスの調査によれば、20～24歳女子人口全体に占める同棲をしていない未婚者の割合は51%から53%へとわずかながら高まっているし、アメリカでも1969～71年と1976～78年の間に18～29歳の各歳で同棲をしていない未婚女子の割合が1～9%高まっている¹⁴⁾。このような国による違いがどのような理由によるかは今のところ不明である。

(2) 出生力への影響

同棲の増加は出生力に対して婚姻力を通じた間接的な影響を及ぼすだけではなく、婚姻外と婚姻内の出生力に対して直接的な影響をもたらす。

9) Louis Roussel et Odile Bourguignon, *Générations neuvelles et mariage traditionnel: enquête auprès de jeunes de 18-30 ans* (INED "Travaux et Documents", Cahier No. 86), Paris, PUF, 1973, p. 223, p. 220.

10) Hoem and Selmer, 前掲(注6)書, p. 24.

11) Patric Festy, "Ex-nuptial Fertility and Cohabitation: Recent Trends in Western Europe", Lado T. Ruzicka (ed.), *Nuptiality and Fertility*, Liege, Ordina Editions, 1982, p. 192.

Hoem and Selmer, 前掲(注6)書, p. 24.

12) Roussel et Bourguignon, 前掲(注9)書, p. 220.

Brown and Kiernan, 前掲(表1)論文, p. 8.

Paul C. Glick and Arthur J. Norton, *Marrying, Divorcing, and Living Together in the U.S. Today* (Population Bulletin, Vol. 32, No. 5), Washington D.C., Population Reference Bureau, 1979, p. 34.

13) Trost, 前掲(注1)書, p. 54.

Mathiessen, 前掲(表1)論文, p. 493.

14) Pierre-Alain Audirac, "Cohabitation et mariage: qui vit avec qui?", *Economie et Statistique*, No. 145, 1982, p. 43.

Sweet, 前掲(表1)書, p. 39.

同棲の増加は、当然のことであるが、まず第一に非嫡出子の出生数に影響を及ぼす。欧米諸国の中で1970年に全出生数に占める非嫡出子出生数の割合が10%を上回っていたのはスエーデン、デンマーク、アメリカの3ヵ国だけであったが、1980年ごろにはスエーデンとデンマークで30%を越え、アメリカでは20%弱、その他の国でも10%前後となっている¹⁵⁾。

同棲增加の出生力に対する第二の影響としては、同棲女子の出生力が全体の出生力に及ぼす作用がある。一般に、同棲カップルの出生力は法律上の夫婦のそれより低水準である。例えば、20~24歳の有配偶女子は西ドイツを除く各国では半数以上が最低1人の子供を持っているのに対して、同年齢の同棲女子の有子率はスエーデンとデンマークでそれぞれ43%と17%（いずれも1975年）、フランスで7%前後（1977年）、西ドイツで5%前後（1978年）であった¹⁶⁾。ただし、子連れの離別者が同棲者全体に占める割合が高いためか、18~24歳の同棲女子の有子率はノルウェーで27%（1977年）、アメリカで36%（1976~78年）に達している¹⁷⁾。なお、これらのうちでデンマーク、フランス、ノルウェーについては同棲期間が長くなるほど有子率が高くなる傾向も示されている。

このように同棲カップルの出生力が法律上の夫婦のそれと比べてかなり低いことは明らかで、そのことが同棲カップルの増加（および非嫡出子の増加）と相まって出生力全体の低下に寄与しているのである。そして、同棲女子の有子率が高いスエーデンにおいてさえ、非嫡出子の出生数が急増したものの、それが有配偶女子の出生力低下を埋め合わせるほど大きくないと言われている¹⁸⁾。

同棲增加の第三の影響としては、婚前の同棲経験が婚姻後の出生力に及ぼす作用が考えられる。しかし、1977年のフランスの調査結果は結婚コード別にみた有配偶女子の平均出生児数に婚前同棲経験の有無による差がほとんど出ないことを示しているし、1975年のデーマークの調査結果からも出生コード別にみた有配偶女子の第1子と第2子の出生確率が婚前同棲経験の有無によってほとんど違わないことも明らかになっている¹⁹⁾。

このように婚前同棲経験の有無による有配偶女子の出生力格差が非常に小さいのは、同棲によって婚姻年齢と出産開始年齢が多少高まるにしても、出生目標が2人程度の場合にはそのような遅れの影響が顕在化しないためかもしれない。しかしながら、同棲増加が女子の就業を促進することによって出生目標自体を減少させたり、避妊技術の習得を促進しているとすれば、間接的に有配偶出生力低下に寄与していることになる²⁰⁾。

4. おわりに

スエーデンとデンマークでは同棲カップルやその子供が法律上不利な扱いを受けることがなくなっ

15) Jean-Claude Deville et Edmonde Naulleau, "Les nouveaux enfants naturels et leurs parents", *Economie et Statistique*, No. 145, 1982, pp. 64~65.

16) Patrick Festy, "Some Demographic Data on Cohabitation", *Paper presented at the Conference on Economic and Demographic Change: Issues for the 1980s*, Helsinki, 28 August~1 September 1978, p. 3. Pohl, 前掲（注5）論文, p. 96.

17) Brunborg, 前掲（表1）書, p. 22.
Sweet, 前掲（表1）書, p. 29.

18) France Prioux-Marchal, "Le mariage en Suède", *Population*, Vol. 29, No. 4~5, 1974, p. 84.

19) Festy, 前掲（注11）論文, p. 192.
Hoem and Selmer, 前掲（注6）書, p. 33.

20) Andrew J. Cherlin, *Marriage, Divorce, Remarriage*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1981, pp. 18~19.

たにもかかわらず、最終的に婚姻届を出す同棲者が多いし、最初から法律婚に入る者もつねに少数はあるため、北欧の人口学者の中には同棲頻度がそろそろ上限に達したとみる者もいる²¹⁾。それ以外の国々では同棲がまだ増え続けるであろうが、これら 2 カ国のようなレベルには達しないし、婚姻前（そして出産前）の一段階としての地位に留まるのではないかと思われる。

日本ではさまざまな社会的圧力があるため、「婚姻届なしの結婚」（同棲）が近い将来、一般化することはないであろうが、「婚姻届ありの同棲」とでも言うべきものが増えていく可能性はある。最近の離婚増加や出生力低下の一因はそのようなところにあるのではないであろうか。

21) Erland Hofsten, "Consensual Unions and Their Recent Increase in Sweden", *Statistisk Tidskrift*, Vol. 16, No. 1, 1978, p. 31.